

# 4 導入効果のシミュレーション

## 掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」

「選択制」の制度設計により、加入者(従業員・役員)は掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減を期待できます。

■ 選択制で、月に1万円を確定拠出年金の掛金として拠出した場合 (年齢 30 歳 給与 25 万円)

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料 <sup>*1</sup>	448,452 円	414,288 円	▲34,164 円
税金(所得税・住民税)	167,100 円	159,600 円	▲7,500 円
合計	615,552 円	573,888 円	▲41,664 円

年間 12 万円を積み立て  
約 **4.2 万円**の  
負担軽減と  
なります!



■ 同じ老後資金の積み立てでも (積み立て後の手取り金額を同じとする場合)(年齢 30 歳 給与 25 万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。

確定拠出年金で 積み立てる場合	10,000 円		
課税後に 積み立てる場合	約 6,500 円	社会保険料	税金
		約 3,500 円	

<sup>\*1</sup> 厚生年金保険料(2017年10月納付分より固定)、健康保険料(東京都 2020年4月納付分)、雇用保険料(2020年4月納付分)の合計です。

<sup>\*2</sup> 税効果については、所得税と住民税の軽減額の1年分を合計した金額です。それぞれの課税段階が異なることから、実際の年間の軽減額とは異なります。

<sup>\*3</sup> 税金は掛金額に依りて負担軽減されますが、社会保険料は掛金額に依りて決定される「標準報酬月額」の変動による標準報酬等級のダウンによって起こり得るものです。従って、加入者の収入と掛金額によっては効果が表れない場合もあるのでご注意ください。また、標準報酬等級のダウンによる将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。

<sup>\*4</sup> 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。